

## 吉野川市融資利用者応援給付金 Q & A

### 1. 給付金額について

**Q1. 法人または個人事業主であり、営業所が2店舗以上あるが、それぞれで上限を20万円とした給付を受けることができますか。**

A1. 1事業者に当たり1回限りの給付ですので、1事業者に当たり上限20万円の給付となります。ただし、経営者が市外の場合は、上限10万円の給付となります。

**Q2. 吉野川市融資利用者応援給付金を上限額に満たない額で給付を受けたが、残りの額について給付を受けることができますか。**

A2. 1事業者に当たり1回限りの給付となります。そのため、残りの額については、給付を受けることができません。

**Q3. セーフティネット4号保証付き融資及び日本政策金融公庫における融資を受けた額を合算し、吉野川市融資利用者応援給付金の給付を受けることができますか。**

A3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を対象とした融資をいくつかの制度に分けて受けた場合、最も金額の高い融資を受けた制度を給付金の支給額算定の基準とします。

### 2. 給付要件について

**Q1. 令和2年1月29日以降に新型コロナウイルスによる影響を受けたため、融資を受けましたが、パンフレット内に記載のある融資に該当しません。吉野川市融資利用者応援給付金を受給することができませんか。**

A1. 令和2年新型コロナウイルスの影響を受けた事業者を対象とした融資であると確認できる場合には、本給付金の給付対象となる場合がありますので、市商工観光課へお問い合わせください。

**Q2. 本社が市外にあるが、営業所が市内にある場合は、給付の対象となりますか。**

A2. 給付の対象となります（経営者の住所地が市外の場合は上限10万円）。ただし、本市において営業所の所在地や実態が把握できない場合は、必要に応じて市による現地調査の実施や追加で書類を提出していただく場合があります。

### 3. 必要書類について

#### Q1. 申請書(請求書)はどこに設置されていますか？

A1. 申請者(請求書)は吉野川市公式ホームページの新型コロナウイルス関連情報からダウンロードし、所要事項を記入してください。

<https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/category/bunya/anshin//coronavirus/>  
また、商工観光課、各支所(川島、山川、美郷)に設置しています。

#### Q2. 申請書の申請者と振込先口座名義人は同じですか？

A2. 申請者及び融資を受けた方、また、振込先口座名義人は同じでなければいけません。

#### Q3. 振込先が確認できる通帳の写しはどの部分ですか？

A3. 金融機関名称、口座種別、口座番号、口座名義人、口座名義人フリガナが記載されている部分を提出してください。

#### Q4. 経営者の住所がわかる書類とはどのようなものですか？

A4. 住所を確認できる書類として、次の書類の写しを提出してください。

※いずれかひとつ

- (1)免許証等(運転免許証など)
- (2)健康保険、国民健康保険または船員保険等の被保険者証
- (3)個人番号カード
- (4)住民基本台帳カード
- (5)住民票、戸籍の附票
- (6)会社の身分証明書または公の機関が発行した資格証明書で写真付きのもの(療育手帳、身体障がい者手帳等)

#### Q5. 事業者の住所がわかる書類とはどのようなものですか？

A5. 金融機関等から融資を受ける際に、契約した書類(契約書)により事業者の住所地が確認できる場合は不要です。ただし、事業者の住所地が確認できない場合は、追加書類として、住所地が確認できる書類の提出を求める場合があります。

### 4. 申請方法について

#### Q1. 申請書類はどのように提出すればいいですか？

A1. 申請書類の受付は次のとおりです。郵送による申請と窓口申請の2つの方法があります。

- (1)郵送による申請(令和2年9月30日(水)まで、当日消印有効)
  - ・郵送先: 〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115-1
  - 吉野川市役所商工観光課商工振興係

(2)窓口による申請

- ・受付場所: 吉野川市役所商工観光課
- ・受付時間: 令和2年7月1日(水)から令和2年9月30日(水)  
午前9時～午後5時※土日、祝祭日を除く

## 5. その他について

**Q1. 申請してから口座へ振り込まれるまで、どの程度の日数がかかりますか？**

A1. 申請受付が完了し、市で行う審査の結果、交付決定となった場合には、概ね2・3週間程度で指定の口座に振り込みます。提出書類に不備等がありましたら、再提出をお願いすることもありますので、必要事項の記入漏れ、誤字脱字、添付書類付け忘れがないようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できる限り来庁での申請は控えていただきますようお願いいたします。

### (問い合わせ先)

〒776-8611

吉野川市鴨島町鴨島115-1

吉野川市役所商工観光課商工振興係

TEL : 0883-22-2226 問合せ時間8:30~17:15(土・日・祝を除く)

FAX : 0883-22-2237

E-mail : shoukoukankou@yoshinogawa.i-tokushima.jp